

八丈町農業委員会

第2回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和6年5月24日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和6年5月24日(金) 9:00~10:20

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	浅沼 隆章(欠席)	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名

7. 会議録署名委員の指名：9番 菊池 寛委員、10番 菊池 みゆき委員

8. 議事

会議日

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について(利用権設定)

議案第4号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 奥山 万羅、篠崎 京平、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第2回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、9番委員・10番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和6年5月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 宅地、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 672㎡、権利種別 3条無償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 野菜
番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 222㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。番号1農地の●●●●さんについては、シルバーでのお仕事をされていますが、農地取得後は旦那さまと一緒に耕作していくとの事です。農地については、自宅と隣接しており、きれいに整備されていて、取得後は野菜を栽培していくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

番号2農地の●●●●さんについては、認定農業者ですので全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については、きれいに整備されており、農地取得後も野菜の栽培を行っていくとのことです。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、6番推進委員お願いします。

推委6番 農業委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。今回の農地は自宅のすぐ裏にあり、きれいに整備されています。問題ないかと思しますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、3番農業委員お願いします。

農委3番 推進委員、事務局からの説明どおりです。自宅の裏なので、条件もよく問題はないかと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、4番推進委員お願いします。

推委4番 農業委員、事務局と現地を確認しました。農地はきれいに整備されており、問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、5番農業委員お願いします。

農委 5 番 譲受人の●●●●さんは高齢ではありますが、実際に現在も元気に農業を営んでおりますので問題ないかと思われまます。よろしくお願ひします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はござひますか。
…無いようでしたら第 1 号議案を許可相当と決するにござ異議ござひませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局より説明願ひます。

事務局 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 農地の所在 大賀郷 7 3 1 番 3、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 9 9 8 ㎡、権利 所有権移転

譲渡人 ●●●●

譲受人 ●●●●・●●●●・●●●●

転用目的 集会施設及び駐車場用地

転用理由 譲受人は都道拡張により従来建築されていた地域の集会施設を撤去、新たに集会施設を建築する状況となつた為、土地を探したところ、今回の申請地が見つかった。今回の申請地に隣接する地目宅地の土地とあわせて、双方にかかる集会施設の建設と、駐車場及び車両の導線スペースを整備する計画である。集会施設の駐車場以外に、周辺にある観光施設を巡る際の駐車場として活用できる点を考えても、今回の申請地を集会施設及び駐車場として使用したい。

続いて番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域図をござ覧ください。

【番号 1 農地説明】

最後に確認事項ですが、番号 1 農地は農用地でなく、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種農地のいづれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地ということで、第 2 種農地と判断してひます。

そこで、確認事項が 1 1 項目ござひますが、今回は 1, 2, 4, 5, 7, 9, 1 1 の 7 項目を確認してひきたいと思ひます。

まず「1 区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、譲受人は他に適合するような所有地がなく、この農地を転用するのがやむを得ないと判断してひます。

次に「2 資力及び信用」ですが、土地購入費、建物建築費は譲受人が自己資金によって賄うということで適当と判断しています。

次に「4 申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、利用計画ができておりますので、確実と判断しています。

次に「5 行政庁の免許・許可・認可等処分見込」については、担当部署と事前相談を行い利用確認の見込がありますので、確実と判断しています。

次に「7 計画面積の妥当性」ですが、申請地の駐車スペースについては、利用状況等を考慮した利用見込である為、適当と判断しています。

次に「9 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断しています。

最後に「11 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」については、緑化計画書など届出も既に出しており、終了しております。

議長 説明が終わりました。今回譲受人の中に農業委員がおりますが、本案件は農地転用による譲受人ということで、特に退出は求めません。それでは担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、6番推進委員をお願いします。

推委6番 農業委員、事務局と現地を確認しました。事務局からの説明でありましたように、都道拡張による従来の集会施設の撤去という理由もあって、今回の転用はいたし方ないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、3番農業委員をお願いします。

農委3番 推進委員、事務局からの説明どおりで、今回の土地以外に他に適合する農地はないので、転用するのは仕方ないかと思われまます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。

推委6番 転用に関して異議がある訳ではないのですが、今回の土地を部落名義ではなく、3名の名前にするのは何か理由があるのですか？

事務局 先ほど自分が『都道拡張により従来建築されていた地域の集会施設を撤去、新たに集会施設を建築する状況となった為』と説明しましたが、従来集会施設が建築されていた土地も今回の3名の共有名義の土地であります。それにあわせた形で、今回も3名の共有名義の土地にしたいとの申し出がありました。

農委4番 補足としてですが、建物を登記する際、地区名義では登記できない為、以前からこの地区では3名の共有名義で登記している経緯があります。

議長 他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第2号議案を可と決することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については可として処理いたします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の提出について意見を求める。

令和6年5月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 宅地、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 1,667㎡のうち767㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 飼料、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 2,755㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 飼料、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1、2の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定新規就農者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、平坦な土地であり、今後開墾を行い和牛繁殖のための飼料の栽培を行う予定です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。

番号1農地、番号2農地について、4番推進委員お願いします。

推委4番 農業委員、事務局と現地確認を行いました。番号1農地については、8割程度がきれいに整備されておりました。番号2農地については、少し段になっていますが、木等は生えておらず少し整備すればまぐさ等の飼料の栽培ができると思いますので問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地、番号2農地について、5番農業委員お願いします。

農委5番 権利の設定を受ける●●●●さんは認定新規就農者であり、年齢は若いですが大変精力的に畜産に取り組んでいます。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認することに決しました。

議長 続いて、議案第4号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について
上記議案を提出する。
令和6年5月24日 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝
別紙のとおり、本件については、農林水産省経営局長からの通達により、農業委員会の適正な事務実施を行うことを目的として、毎年、活動計画を定め、その点検評価を行うこととしているために提出する。
前回総会の協議第1号にて令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等についての案を決定いたしました。この案を、町ホームページにて5月1日から20日までの期間掲載し、町民方の意見と要望の募集を行いました。意見と要望はありませんでしたので、別紙本案を最終的な決定としたいため審議願います。なお、八丈支庁の農務担当さんにも内容を確認していただいたところ、資料6ページの耕地面積及び資料7ページの管内の農地面積の値が変更前は618haでしたが、417haの方が適正ではないかとのことでした。
ここで言っている耕地面積及び農地面積の値というのは、下の注釈に記載されているとおり、直近の「耕作及び作付面積統計」における耕地面積を記入とありますので、それに基づいて、417haに修正しております。

また、農業委員会等に関する法律の第37条（情報の公表）にて、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。とあります。

農林水産省経営局通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」より、活動の点検・評価及び活動計画については、市町村のホームページ等で6月30日までに公表することが適当となっておりますので、6月1日より、この令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等を町ホームページにて公表します。

議長 説明が終わりました。議案第4号について、なにかご意見やご質問等がございますか。
…無いようでしたら第4号議案を決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

異議なしと認め、議案第4号については原案どおり決定することに決めます。